

東京都指導農業士認定要綱

制定 平成28年8月22日 28産労農振第955号

改正 平成29年3月31日 28産労農振第2290号

第1 目的

この要綱は、高齢化等から東京農業の担い手不足が顕在化していることに鑑み、農業後継者や農外から就農を目指す新規参入者等を安定的な農業経営の担い手として確保・育成していくため、将来の東京農業の中核を担う農業者の育成に熱心に取り組む先進的な農業者を東京都指導農業士として認定し、担い手の指導・育成体制を構築することにより、東京農業を振興することを目的とする。

第2 定義

東京都指導農業士とは、農業技術及び経営管理能力に優れており、次世代の農業者に対する指導活動等により力強い東京農業の発展に資する農業者のことを言う。

第3 東京都指導農業士の役割

東京都指導農業士の役割は、次のとおりとする。

- (1) 東京農業の振興に関する活動
- (2) 農業後継者や新規参入者等の指導・育成
- (3) 女性農業者及び青年農業者が活躍できる環境づくりの推進
- (4) その他農業に関する情報の提供

第4 東京都指導農業士認定基準

東京都指導農業士の認定は、知事が次のすべてに該当する者について行う。

- (1) 東京都在住であり、東京都内で農業に従事していること。
- (2) 農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められること。
- (3) 認定農業者又はそれと同等と認められる農業者であること。
- (4) 東京農業の担い手の育成に理解と熱意があり、積極的な指導ができること。
- (5) 農業体験研修又は農業技術研修の受入れが可能であること。
- (6) 女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していること、又はその環境整備に深い理解を示していること。

第5 認定の方法

- 1 東京都指導農業士の認定は、知事が行う。
- 2 知事は、前項の規定により認定を行うにあたっては、審査会を設置し、その意見を聞

くものとする。

3 審査会に関して必要な事項は、別に定める。

第6 任期

1 東京都指導農業士の任期は10年とする。

2 東京都指導農業士の更新を希望する者は、更新申請を行うことができる。ただし、更新した任期における初日の年齢が75歳に達していないこととする。

第7 認定の取消し

知事は、東京都指導農業士が次に定める認定取消要件に該当する場合には、取り消すことができる。

- (1) 本人から辞退の申出があり、知事が認めた場合
- (2) 農業経営を止めた場合
- (3) その他指導農業士としてふさわしくない行為があった場合

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則（平成28年8月22日 28産労農振第955号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日 28産労農振第2290号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。